

都市公園法に違反する江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書は無効とする陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 96 号

受理年月日 平成 24 年 6 月 19 日

付託年月日 平成 24 年 6 月 26 日

陳情者
.

陳情原文 都市公園法 第二章都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則

第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。

江戸川区立公園条例 第一条都市公園法及び法に基づく命令に定める。

第十三条 (一) 公園施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む）に関すること。

(三) 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

ただし第十三条については指定管理者が行う業務であります。

違反であるとする江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書（以下協定書とする）第 12 条（3）第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、乙（指定管理者）は、甲（江戸川区）の承認（軽微な修繕を除く）を得て、乙（指定管理者）の経費負担により修繕を行うことができる。

都市公園法 第十二条の二 管理に要する費用の負担は、当該地方公共団体である江戸川区が負担しなければならない。とハッキリと明示してあります。

この協定書第 12 条（3）には、指定管理者の経費負担により修繕を行うことができると協定していることから違反で無効であります。

又、区議会本会議においても、全会一致で不採択となった陳情第 54 号があり、一事不再議の原則にて削除もできません。

従いまして、都市公園法 第十二条の二により協定書が無効です。協定書は都市公園法により効力が法的に認められず失効であり、江戸川区は解約手続をすることを求める陳情と致します。